

1. 手当

(1) 特別児童扶養手当

| | |
|-------|--|
| 対象 | 精神又は身体に中度から重度の障害がある児童を監護・養育する父母又は父母に代わって児童を監護・養育している方 |
| 支給額 | 月額 55,350円(1級) (令和6年4月～改定) 月額 36,860円(2級) (令和6年4月～改定) |
| 支給月 | 4月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。 |
| 必要な書類 | ①認定請求書 ②診断書 ③通帳 ④個人番号及び身元確認書類 |
| その他 | ①所得制限があります。 ②障がいの程度に該当する場合でも、対象児童が施設に入所している場合や障がい事由とする年金なおどをうけている場合、手当は支給されません。 |

(2) 特別障害者手当

| | |
|-------|--|
| 対象 | 20歳以上で著しい重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする 在宅 で生活しておられる方 |
| 支給額 | 月額 28,840円(令和6年4月～改定) |
| 支給月 | 2月、5月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。 |
| 必要な書類 | ①認定請求書 ②診断書 ③通帳 ④個人番号及び身元確認書類 |
| その他 | ○所得制限があります。 ○施設に入所された場合や病院に継続して3ヶ月以上入院されている場合、手当は支給されません。 |

(3) 障害児福祉手当

| | |
|-------|--|
| 対象 | 20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方 |
| 支給額 | 月額 15,690円 (令和6年4月～改定) |
| 支給額 | 2月、5月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。 |
| 必要な書類 | ①認定請求書 ②診断書 ③通帳 ④個人番号及び身元確認書類 |
| その他 | ○所得制限があります。 ○施設入りに入所されている場合、障がいを事由とする年金を受給されている場合、手当は支給されません。 |

問い合わせ先： 島根県障がい福祉課
美郷町健康福祉課

電話0852-22-6526
電話0855-75-1231